

短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護利用料金表

令和6年4月より

1. 短期入所療養介護費／介護予防短期入所療養介護費

(1) 短期入所療養介護費

サービス	単位数	サービス費* (円)	利用者負担額* (円)			算定単位	
			負担割合 1割	負担割合 2割	負担割合 3割		
ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i) 【基本型／ユニット型個室】	要介護1	836	8,961	897	1,793	2,689	1日につき
	要介護2	883	9,465	947	1,893	2,840	
	要介護3	948	10,162	1,017	2,033	3,049	
	要介護4	1,003	10,752	1,076	2,151	3,226	
	要介護5	1,056	11,320	1,132	2,264	3,396	
夜勤職員配置加算	24	257	26	52	78		
個別リハビリテーション実施加算	240	2,572	258	515	772		
緊急短期入所受入加算	90	964	97	193	290		
若年性認知症利用者受入加算	120	1,286	129	258	386		
重度療養管理加算	120	1,286	129	258	386		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (I)	51	546	55	110	164		
送迎加算	184	1,972	198	395	592	片道につき	
総合医学管理加算	275	2,948	295	590	885	1日につき	
口腔連携強化加算	50	536	54	108	161	月1回限度	
療養食加算	8	85	9	17	26	1回につき	
緊急時治療管理	518	5,552	556	1,111	1,666	月3日限度	
生産性向上推進体制加算 (I)	100	1,072	108	215	322	1月につき	
生産性向上推進体制加算 (II)	10	107	11	22	33		
サービス提供体制強化加算 (I)	22	235	24	47	71	1日につき	
サービス提供体制強化加算 (II)	18	192	20	39	58		
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数*の39/1000					1月につき	
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数*の21/1000						
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数*の8/1000						

*サービス費：単位数×単位単価 (10.72円：短期入所療養介護、2級地)

*利用者負担額：サービス費×負担割合

*所定単位数：処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を除く総単位数
 実際の金額は、費用計算の際に生じる端数処理のためわずかに異なる場合がある。

令和6年6月より、前表の「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」は下記「介護職員等処遇改善加算」に一本化される。

介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数*の75/1000	1月につき
-----------------	----------------	-------

(2) 介護予防短期入所療養介護費

サービス	単位数	サービス費* (円)	利用者負担額* (円)			算定単位	
			負担割合 1割	負担割合 2割	負担割合 3割		
ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費	要支援 1	624	6,689	669	1,338	2,007	1日につき
	要支援 2	789	8,458	846	1,692	2,538	
夜勤職員配置加算	24	257	26	52	78		
個別リハビリテーション実施加算	240	2,572	258	515	772		
若年性認知症利用者受入加算	120	1,286	129	258	386		
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51	546	55	110	164		
送迎加算	184	1,972	198	395	592	片道につき	
総合医学管理加算	275	2,948	295	590	885	1日につき	
口腔連携強化加算	50	536	54	108	161	月1回限度	
療養食加算	8	85	9	17	26	1回につき	
緊急時治療管理	518	5,552	556	1,111	1,666	月3日限度	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,072	108	215	322	1月につき	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	107	11	22	33		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	235	24	47	71	1日につき	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	192	20	39	58		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数*の39/1000					1月につき	
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数*の21/1000						
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数*の8/1000						

*サービス費：単位数×単位単価(10.72円：介護予防短期入所療養介護、2級地)

*利用者負担額：サービス費×負担割合

*所定単位数：処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算を除く総単位数
 実際の金額は、費用計算の際に生じる端数処理のためわずかに異なる場合がある。

令和6年6月より、前表の「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」は下記「介護職員等処遇改善加算」に一本化される。

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数*の75/1000	1月につき
----------------	----------------	-------

2. 食費

介護保険 負担限度 額認定	なし	1,550円		1日につき
		朝食	510円	
		昼食	520円	
		夕食	520円	
	第1段階	300円		
	第2段階	600円		
	第3段階①	1,000円		
	第3段階②	1,300円		

介護保険負担限度額認定利用者負担第1～第3段階の方は介護保険からの補足給付を受けるものとする。

3. 滞在費

介護保険 負担限度 額認定	なし	2,500円	1日につき
	第1段階	820円	
	第2段階	820円	
	第3段階①	1,310円	
	第3段階②	1,310円	

介護保険負担限度額認定利用者負担第1～第3段階の方は介護保険からの補足給付を受けるものとする。

4. 理美容代

実費

5. 教養娯楽費

教養娯楽費（新聞、雑誌、BGM、遠足、お誕生日会、イベント、各種レクリエーション等）については、施設側が負担する（利用者の希望によるクラブ活動等に係る費用を除く）。また、日常生活費については、施設負担とする。

6. 洗濯代（消費税込）

洗濯代	220円	1回につき
-----	------	-------

7. 電気代（消費税は別途）

電気代	テレビ	50円	1日につき
	ラジオ	10円	